

利子補給奨学金制度

愛知医科大学看護学部利子補給奨学金制度は、本学と提携する金融機関から愛知医科大学看護学部教育ローンの融資を受けた方に対して、学納金に係る利子の一部を奨学金として給付することにより、経済的負担の軽減を行うことを目的としております。

1 対象者

- **入学手続期間内に本学が提携する三菱東京UFJ銀行の「愛知医科大学看護学部教育ローン」に申込みをされた方で、主たる家計支持者の収入が次の所得基準に該当する方。**

- 所得基準 給与所得者 800万円未満
給与所得者以外 350万円未満

注) 次の場合は本制度の対象外となります。

- * 本学へ入学しなかった場合
- * 教育ローン申込後、融資が実行されなかった場合
- * 他の金融機関等の教育ローンの場合

2 給付期間

- 利子の一部を奨学金として給付する期間は、在学期間中（最短修業年限内）のみとなります。

* 入学前に支払われた利子は本制度の対象外となります。

注) 次のいずれかに該当する場合は本制度による給付を中止します。（当該条件に該当しなくなっても再開はしません。）

- * 所得基準を超過した場合
- * 入学後に退学、除籍等により在籍しなくなった場合
- * 融資を中断した場合
- * 休学等により、授業料を納付しない場合

3 給付額

- 融資利率の3.5%を上限として発生する利子を奨学金として給付します。なお、融資利率が3.5%を上回った場合の超過利子分については、本人負担となります。

4 給付方法

- 当該年度中の給付額を一括して所定の期日に本人の指定口座へ振り込みます。

5 申請書類

- 入学手続期間内に次の書類を提出して下さい。
 - ・ 愛知医科大学看護学部利子補給奨学金申請書兼同意書
 - ・ 個人ローン借入申込書
- 在学期間中は次の書類を提出して下さい。（前学期・後学期）
 - ・ 消費者ローン契約書
 - ・ 金融機関発行の返済予定表
 - ・ 主たる家計支持者の所得証明書(源泉徴収票、確定申告書写し等)※前学期のみ

6 他の奨学金との併採用

- 他の奨学金（日本学生支援機構奨学金など）との併採用は可能です。

お問い合わせ

愛知医科大学看護学部学生支援課 0561-61-5412